

松戸市新型インフルエンザ等
対策行動計画（案）

平成26年

松戸市

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1 | 新型インフルエンザ等の発生と危機管理 | 1 |
| 2 | 新型インフルエンザ対策の経緯 | 2 |
| 3 | 松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ | 3 |
| 第2章 | 松戸市新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 4 |
| 1 | 新型インフルエンザ等対策の目的 | 4 |
| 2 | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | 5 |
| 3 | 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点 | 6 |
| 4 | 新型インフルエンザ等発生の被害想定 | 7 |
| 5 | 対策推進のための役割分担 | 9 |
| 6 | 行動計画の主要7項目 | 12 |
| (1) | 実施体制 | 12 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 16 |
| (3) | 情報提供・共有 | 16 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 17 |
| (5) | 予防接種 | 18 |
| (6) | 医療 | 22 |
| (7) | 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 24 |
| 7 | 発生段階 | 26 |
| 第3章 | 各発生段階における対策 | 28 |
| 1 | 未発生期 | 31 |
| (1) | 実施体制 | 31 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 32 |
| (3) | 情報提供・共有 | 32 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 33 |
| (5) | 予防接種 | 33 |
| (6) | 医療 | 34 |
| (7) | 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 34 |
| 2 | 海外発生期 | 35 |
| (1) | 実施体制 | 35 |
| (2) | サーベイランス・情報収集 | 36 |
| (3) | 情報提供・共有 | 36 |
| (4) | 予防・まん延防止 | 37 |
| (5) | 予防接種 | 37 |
| (6) | 医療 | 37 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 38 |
| 3 国内発生早期（県内未感染期～県肺発生早期） | 39 |
| (1) 実施体制 | 39 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 40 |
| (3) 情報提供・共有 | 40 |
| (4) 予防・まん延防止 | 41 |
| (5) 予防接種 | 42 |
| (6) 医療 | 42 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 43 |
| 4 国内感染期（県内感染期） | 45 |
| (1) 実施体制 | 45 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 46 |
| (3) 情報提供・共有 | 47 |
| (4) 予防・まん延防止 | 48 |
| (5) 予防接種 | 49 |
| (6) 医療 | 50 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 51 |
| 5 小康期 | 53 |
| (1) 実施体制 | 53 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 54 |
| (3) 情報提供・共有 | 54 |
| (4) 予防・まん延防止 | 55 |
| (5) 予防接種 | 55 |
| (6) 医療 | 55 |
| (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | 55 |
| 6 新型インフルエンザ等対策本部における各部署の主な事務分掌 | 56 |
| 7 松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例 | 61 |
| | |
| (参考1) 個人での備蓄物品の例 | 63 |
| (参考2) 市内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策 | 64 |
| (参考3) 用語解説 | 65 |

※ 本文中の*印がついている用語については、65ページからの「用語解説」に説明があります

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

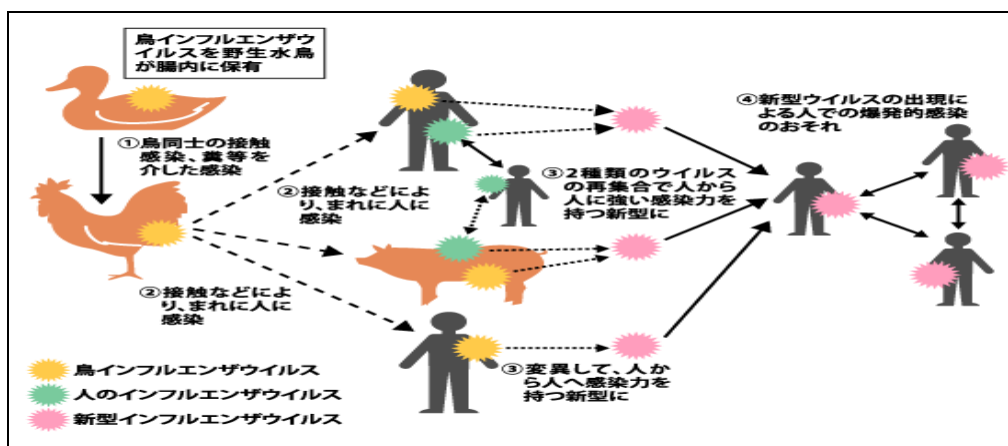
新型インフルエンザ*は、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が、免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック*」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されています。

さらに、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応することとしています。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性*を示す鳥インフルエンザ*（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルス*が人に感染し死亡する例も報告されておりましたが、平成21年（2009年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）*がメキシコで確認され、世界的に大流行しました。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度でありましたが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こりました。

最近では、平成25年（2013年）3月に、これまで報告されたことがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出ています。このようなことから、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されています。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要です。

<鳥インフルエンザと新型インフルエンザ発生の関係>



《鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係》

鳥インフルエンザは、カモやアヒルなどの野生水鳥が保有している鳥インフルエンザウイルス*が、鶏や七面鳥などの家きん*類に感染して起こります。ニワトリなどでは時に強毒性を示して大量に死亡することがあります。

ウイルスは変異しますので、鳥に感染するものが他の動物にも感染するようになり、鳥インフルエンザウイルスによって死んだ鳥や病鳥と濃厚接触を行った場合などでは、まれに人に感染することがあります。

鳥から人への感染が繰り返されることで、ウイルスが人の体内で増えることができるように変異したり、人と鳥のインフルエンザウイルスが豚の中で合体することで、人から人へ容易に感染できるようになる可能性もあります。このような経緯で、今まで人には感染したことがなかった新しい型のインフルエンザが人の間で感染するようになったものを新型インフルエンザといいます。

2 新型インフルエンザ等対策の経緯

わが国における新型インフルエンザ等対策の経緯は以下の通りです。

■「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「国の行動計画」という。）を策定

平成 17 年（2005 年）に「WHO（世界保健機関）世界インフルエンザ事前対策計画」（WHO Global Influenza Preparedness Plan）に準じて、国の行動計画を策定しました。

■平成 21 年（2009 年）に国の行動計画を改定

平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ*対策の強化が図られたことを受け、国の行動計画を改定しました。

■平成 23 年（2011 年）9 月に行動計画を改定

平成 21 年（2009 年）に新型インフルエンザ（A/H1N1）*がメキシコで確認され、世界的大流行をしました。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性*が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓、反省等が得られました。この知見や教訓、反省を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、行動計画を改定しました。

■平成 25 年（2013 年）4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

病原性が高くかつまん延する可能性の高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症*が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年（2012 年）5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が、制定され、翌年 4 月に施行されました。

■平成 25 年（2013 年）6 月に特措法に基づく政府行動計画の策定

特措法第 6 条に基づき、平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等

対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。
 政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性*の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものです。

3 松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ

松戸市においては、平成20年（2008年）11月「松戸市新型インフルエンザ対応方針」、平成21年（2009年）3月に「松戸市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定しました。また、平成22年（2010年）3月に「松戸市新型インフルエンザ対応方針」の改定を行いました。

特措法の成立により、市町村行動計画が法律に義務づけられたことで、「松戸市新型インフルエンザ対応方針」の全面的な改定を行い、「松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）を作成します。

本行動計画は、国が作成した政府行動計画並びに特措法第7条に基づき、平成25年（2013年）11月に県が作成した「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものです。

また、本行動計画を基に別途マニュアル等、各部署における業務継続計画を作成し、具体的な対応を図るものとします。さらに、全庁が一体となって取り組みを推進し、対策を実施します。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様で、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項第1号並びに2号に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症*で、その感染力の強さから新型インフルエンザ*と同様に社会的影響が大きなもの。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病>

